

程度で組織します。

八 有効期間

有効期間は、二年間とします。有効期間が満了する場合は、公社から有効期間満了のお知らせをしますので、更新の手続きを行ってください。

九 商品(品目)の届出

あぶくま農学校ブランドを使用し、流通させる商品は、その品目、名称、数量、販売先などを公社に届け出てください。原則として年度(4月から3月まで)の予定を4月に届け出てください。ただし、年度途中で新たな商品を加える場合は、その都度届けてください。

十 ブランドの保全

あぶくま農学校ブランドを適正に管理・保全するために理事長は、次のことを行います。

- ① 使用状況を把握するために使用状況の報告を求める。
 - ② 不適正な使用をしていないかどうか必要な調査を行う。
 - ③ 不適正な使用を確認した場合は、その改善をさせるために必要な指示を行う。
- その他、ブランドが持つ利益と使用者の利益を保護に努めます。

十一 事故と苦情への対応

あぶくま農学校ブランドを使用して商品の流通活動を行ううえで発生した事故や苦情に対する対応は、使用者が行います。この場合において、公社は、必要な助言を行います。

十二 包装資材等

あぶくま農学校ブランドのシンボルマーク・ロゴマークを表示した包装資材は、共通のものを使用します。商品によって必要な資材が変わると思われませんが、ロットやロイヤリティ等の問題がありますので最大公約数的な資材を用意することとします。

十三 費用負担

あぶくま農学校ブランドの使用料は、無料とします。ただし、包装資材等についてはロイヤリティを含め実費を負担していただきます。

実践塾生からは、ガイドラインのルールに加え、あぶくま農学校を紹介するパンフレット、クレーム対応マニュアル、あぶくま農学校を広く認知してもらうための販促グッズ、共通の包装資材、ロイヤリティの整理等々意見が出されました。

今後は、あぶくま農学校のパンフレットや共通の包材作成、また審査委員会の立ち上げ等もう少し条件整備が必要となりますが、いずれ多くの農業経営者の皆さんが活用することを期待し、協議は終了となりました。



協議の後は、農業経営実践塾の大泉塾長(宮城大学事業構想学部長)より講話をいただきました。以下、概要を紹介します。

あぶくま農学校は、産地形成になり得るか？

産地形成には販売・ビジネスの拡大が必要で、ビジネスは仕組みです。その仕組みをどう構築するかが重要となります。

仕組みを考えるとき、時代のトレンドを読むことが大切で、今は産地という概念、意識が変わってきているということを認識しておかねばなりません。それは高齢化と兼業化で産地が産地でなくなってきたり、時代は個の時代に变化しているということです。

それぞれのもの、いろんなものがあり、「私は(消費者)、この人の〇〇が食べたい」という、消費者から見れば、その人、個人がりっぱな産地であるということなのです。

また農業の多面的機能という意味では、それぞれの個人力が多面性を持っているもので、多彩な自己表現があっているのです。

あぶくま農学校ブランド構築は、仕組みづくりそのものであり成功すると思います。その際必要なのは、一つはターゲットを明確にすること。不特定多数でなく、特定少数、自身の顧客が誰なのかきちんと整理することです。



もう一つはあぶくま農学校のメッセージを出すことにより、顧客からもメッセージが返ってくるもので、それを経営にどう取り込み、どう活かすかです。

今後、個対個の双方向で改良しながら、いろんな人のネットワークを構築していくことが産地の力になるもので、あぶくま農学校システムは個の産地化でメリットがあるものです。

個が産地化するシステム、それがあぶくま農学校ブランドということなのです。

